

林業・木材産業用燃油価格高騰対策支援金のご案内

燃油価格高騰に伴う林業者等の負担を軽減するため、燃料費の価格差に対して支援します。 ※本事業は国の重点支援地方交付金を活用しています。

1 事業の概要

(1) 支援内容

林業者等が使用する燃油価格が基準価格を超えた場合に、その差額の1/2以内を助成

(2) 支援対象 (ア、イ、ウ、エのいずれかに該当)

ア 林業経営体※1のうち県認定事業主※2が、木材生産のために使用する軽油
 イ 原木市場において木材の仕分け等のために使用する軽油及びA重油
 ウ 乾燥施設を有する木材加工業者が、木材乾燥のために使用するA重油及び灯油

エ きのこ生産者が、加温、殺菌、乾燥等のために使用するA重油及び灯油

※1 林業経営体：森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、林業生産活動を行っている経営体

※2 認定事業主：「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき県が認定した林業経営体

(3) 支援金額

(当該月燃油平均価格－基準価格) × 1 × 当該月燃油購入数量 × 1/2 以内

※1 資源エネルギー庁が毎月公表する石油製品価格調査により県が算定します。

※ 支援金は、予算の範囲内で交付します。

(4) 対象期間

令和7年4月～令和8年3月

(令和7年4月1日から令和8年3月31日までに購入・納品された燃油が対象です)

2 事業の流れ（予定）

時 期	内 容
令和8年2月頃	要望調査（申請を希望される方は、2月20日までに提出先に回答）
令和8年5月以降	補助金交付申請書及び実績報告書提出（5月16日まで）、支払い

3 必要な書類

(1) 交付申請書及び実績報告書

- ・納入日、数量、油種、販売者、購入者がわかる領収書等の写しを添付
- ・きのこ生産者は、出荷伝票、包装されたきのこの写真を添付（運用様式1）

(2) その他(別途依頼することができます)

4 問い合わせ先

愛知県農林基盤局林務部林務課 普及グループ 寺倉、中根（きのこ生産者）

あいちの木活用推進室 生産・流通グループ 池田、浅岡（きのこ生産者以外）

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6407（ダイヤルイン） 内線3750

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rinmu/nenyukoutou.html>